令和６年
８月受診分
から

小学生から高校生世代までの方も 県内医療機関での窓口負担が不要になります！

以下の医療費助成制度の受給資格がある
高校生世代（※）までの方が県内の医療機関等を受診し、
医療保険が適用される場合に限ります。

＜ 子ども医療費助成　・ 心身障害者医療費助成　・ ひとり親家庭等医療費助成 ＞

（※）高校生世代…15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

令和６年８月受診分から対象となる方は

○ **右上に「現物」と書かれた水色の「受給資格証」を交付します。**
※平群町在住の方は、保険診療分の窓口負担はありません。

○ **受診のつど、窓口で「保険証等」と「受給資格証」を提示してください。**

【注意点】

○ **これまでの受給資格証は使えなくなりますのでご注意ください。**
（交付年月日が令和6年8月1日以降の資格証をご使用ください。）

○ **「現物」と書かれた「受給資格証」を医療機関等の窓口で提示できない場合や、奈良県外で受診された場合は、いったん医療保険の自己負担額をお支払いください。医療機関等で領収書を受け取り、健康保険課で支給の申請を行っていただくことで医療費が助成されます。**

○ **学校等での負傷や疾病等により、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の給付対象となる場合、受給資格証は提示せず、医療保険の自己負担額をお支払いください。**

○ **小学生から高校生世代までの方以外はこれまでの支払い方法と変更ありません。**

○ **平群町外に転出する場合は、健康保険課へ受給資格証を返納してください。**

○ **同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「重複受診」や、頻回に受診する行為、急病でやむを得ない場合外での夜間・休日診療は控えましょう。けがや急病で、病院へ行った方がよいか判断に迷ったときは、こども救急電話相談（＃8000）まで。**

お問い合わせは、健康保険課（TEL：0745-45-5800）まで

平群町